

事業主の皆様へ

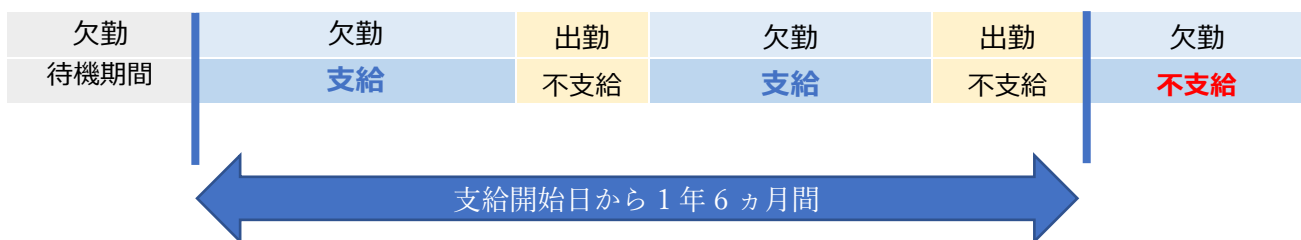
千葉市中央区中央2-7-1
千葉中央社会保険労務士法人
☎ 043-307-9231

傷病手当金の支給期間の通算化

健康保険法の改正により、令和4年1月1日から傷病手当金の支給期間が通算化されました。具体的には、支給期間の途中において傷病手当金が支給されない期間がある場合その分の期間を延長し、同一の傷病による支給期間が通算して1年6ヵ月間に達するまで傷病手当金が受給できるというものです。

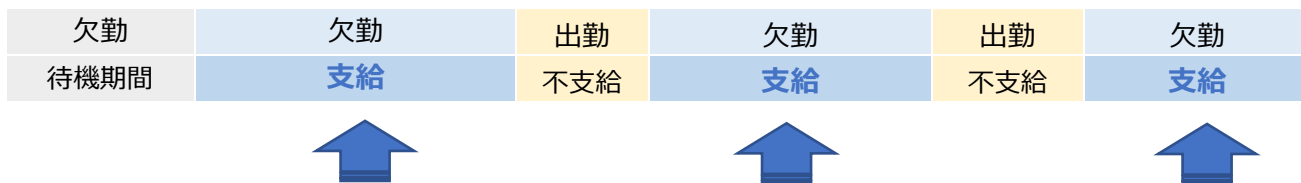
≪改正前の支給期間≫

○支給開始日から起算して1年6ヵ月経過後は不支給



≪改正後の支給期間≫

○支給開始日から通算して1年6ヵ月まで支給



☄ 通算して1年6ヵ月間支給 ☄



傷病手当金が不支給となる事由には
出勤した場合のほか、報酬や障害年金又は出産手当金等の額
が傷病手当金を上回る場合があります！